

## 札幌市からの軌道の旅客運賃の変更認可申請に係る審議（第3回）

### 1. 日 時

平成28年12月8日（木） 10時30分～11時45分

### 2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

### 3. 出席者

#### <委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

#### <札幌市>

秋元札幌市長ほか

#### <国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 堀家室長、木村課長補佐

### 4. 議事概要

- 札幌市からの軌道の旅客運賃の変更認可申請に関し、同市に対する質問事項（①札幌市の交通体系やまちづくりにおける路面電車の位置づけ、②前回運賃改定からの収支状況の推移等、③今後の需要動向の見通し、④今般の運賃改定に対する利用者・市民の反応、⑤上下分離方式の導入に係る検討状況等）について、同市より、

①札幌市においては、公共交通を基軸としたまちづくりを推進することとしており、路面電車沿線を居住誘導区域に設定し、土地の高度利用を基本とした集合型の居住機能が集積することを目指している。路面電車は、こうした沿線の住民の足としてだけでなく、魅力ある都心の創造に寄与する都市の装置として位置づけられている。

②平成4年度に運賃改定を実施して以降、概ね黒字で推移していたが、景気の低迷や沿線施設の移転等により乗車人員の減少が続いたこと等から、平成9年度以降は赤字傾向となった。整備業務の一部委託化や運転手の退職不補充による非常勤職員化等の経営効率化策に取り組んだ結果、一時的な収支好転はあったものの、近年まで赤字傾向が続いた。平成23年度以降は、雇用環境の改善や新築マンションの増加等により乗車人員が増加傾向に転じ、一時的に黒字になったが、平成27年度は電気料金の再値上げや退職給付費等の人件費の増加もあり1億円を超

える赤字、平成28年度予算においても、ループ化による運賃収入の増収を見込んでいるものの、施設・設備の老朽化による修繕費の増加等から、3億円を超える赤字（地方公営企業会計基準に基づく数字）を計上しており、厳しい経営状況にある。

- ③今後の需要動向としては、沿線人口の増加や就労環境の改善等による増加傾向が平成32年度までは継続すると見込んでいるが、平成33年度以降については、国立社会保障・人口問題研究所による札幌市の将来人口推計に基づき、生産年齢層の人口減少の影響等により、減少傾向に転じると推計している。運賃改定による乗車人員への影響については、過去の運賃改定時の状況等に基づき限定的と見込んでいるが、現在進めている各種サービスアップを着実に進めていくとともに、ループ化により価値が高まっている中、新たな利用促進策を検討・実施していくことで魅力を高めていくことが重要であると考えている。
- ④路線の本格延長に至らない現状の下、わずか400m延長しループ化したことを理由に運賃を値上げすることは市民の理解を得られるものではない等の反対意見も一部にはあるが、賛成意見もいただいている。これまで適宜、利用者への情報提供に努めてきたが、認可いただいた場合は、運賃改定の詳細について、幅広く利用者への周知を図っていくとともに、路面電車の魅力の向上やサービスアップに取り組んで参りたい。
- ⑤上下分離制度の導入にあたっては、現在、主に、事故対応時も含めた上下事業者の連携体制等の安全管理体制や上下事業者における施設・車両の維持管理業務等の役割分担等の検討を進めているところ。今後、収支採算性の検証や運送事業の担い手も含めた様々な検討が進んだ段階で、札幌市営企業調査審議会や札幌市議会にてご議論頂く予定であり、平成30年代前半の導入を目指していく。

等の回答を得た。

○ 運輸審議会委員からは、

- ①上下分離制度を先行して導入すれば運賃改定は不要ではないかという見方もあろうかと思うが、どうか。
  - ②ループ化したことを理由に運賃を値上げすることに反対する利用者からの意見について、札幌市としてどのように考えるか。
- 等についての質問があった。

これに対し、札幌市からは、

- ①平成24年度に策定した「札幌市路面電車活用計画」においても、将来的な経営形態の見直しと利用者負担の見直しの両方を打ち出しているところであり、上下分離制度の導入と今回の運賃改定を両建てで実施しなければ持続可能な経営ができないものと考えている。
- ②ループ化をはじめとする新たな設備投資については税負担等によって

進めているところであり、軌道事業の負担増にはなっていない。今回の運賃改定は、今後のサービス水準の維持に要する費用や施設・設備の老朽化による修繕費の増加等が見込まれるほか、路面電車の経営は依然として厳しい状況であるため、将来に向けて経営の安定化を図りつつ、利用者へのサービスを維持・向上させるために、運賃として利用者の方々にご負担いただくことが必要であると判断したものである。利用者の方々の理解を得られるよう、一層分かりやすい広報を心がけて参りたい。等の回答を得た。

- (注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。